職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第19号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成6年岩手県人事委員会規則第30号)の一部を次のように改正する。

改正前

第9条の4 「略]

2 前項の規定により年次休暇の日数を算定した場合において、 2 前項の規定により年次休暇の日数を算定した場合 (前項に 直近の勤務形態の変更の日における年次休暇の日数が当該変 更の日の前日における年次休暇の日数を下回る場合には、前 項の規定にかかわらず、当該変更の日の前日における年次休 暇の日数とする。

(年次休暇の繰越し)

第10条 勤務時間等条例第13条第2項の人事委員会規則で定め 第10条 勤務時間等条例第13条第2項の人事委員会規則で定め る日数は、20日(第9条第1項各号に掲げる職員にあっては、 同項の規定による日数)とする。

(特別休暇)

第12条 勤務時間等条例第15条の人事委員会規則で定める場合 第12条 勤務時間等条例第15条の人事委員会規則で定める場合 は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲 げる期間とする。

(1)~(13) 「略]

(14) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある 子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看 護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うこと をいう。) のため勤務しないことが相当であると認められ る場合 一の年において5日の範囲内の期間

(15) \sim (25) [略]

(休暇の単位等)

第14条 年次休暇の単位は、1日又は半日若しくは1時間(育|第14条 年次休暇、病気休暇及び介護休暇の単位は、1日又は 児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員にあっては、1日又 は1時間)とする。

 $2 \sim 7$ [略]

改正後

第9条の4 「略]

規定する当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場 合を除く。) において、直近の勤務形態の変更の日における 年次休暇の日数が当該変更の日の前日における年次休暇の日 数を下回る場合には、前項の規定にかかわらず、当該変更の 日の前日における年次休暇の日数とする。

(年次休暇の繰越し)

る日数は、20日とする。

(特別休暇)

は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲 げる期間とする。

(1)~(13) 「略]

(14) 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある 子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看 護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うこと をいう。) のため勤務しないことが相当であると認められ る場合 一の年において5日の範囲内の期間

 $(15) \sim (25)$ [略]

(休暇の単位等)

半日若しくは1時間(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務 職員にあっては、1日又は1時間)とする。

 $2 \sim 7$ [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。